

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
分担研究報告書

心理職の役割の明確化と育成に関する研究（H26-特別-指定-011）

〔分担研究課題〕福祉分野の心理職の実態調査

分担研究者 村瀬 嘉代子（所属機関 / 北翔大学大学院 客員教授）

研究要旨

本研究は福祉分野の心理職者数および「心理職の職務内容及びその育成等」を明らかにすることを目的とした。

福祉領域の心理職者数はほぼ 5,500 人～10,600 人（複数職場勤務所の重複計上を含む）と推定された。推定に止まる理由は、わが国の福祉活動は必要性を前にして実践活動が生じ、それを追って制度が整備されてきており、領域によっては正確な統計が得がたいこと、さらに国家資格でない心理職は設置基準の配置人数に加えられず別職名で雇用されている現実もあるため、日本臨床心理士会の動向調査（平成 24 年）や先行調査研究、統計の存在する領域の資料などに拠って、その人数を推測したことによる。

社会の変容につれて福祉領域の支援にも変容進展が求められており、それに伴い、心理職の職務も従来の心理査定、心理面接、コミュニティ支援、研究を基にしつつ一層の展開が求められており、それに伴う育成の課題についても示唆が得られた。

A. 研究目的

福祉分野自体は対象とする領域は拡大し、変貌している。このような環境下、福祉に携わる多様な職種の役割も変容しつつあると考えられる。とりわけ、心理職については、国家資格は存在していないため、心理療法担当職員・児童心理司などとして配置基準が定められているが、その実態（数・職務内容・必要とされる専門性など）は明らかではない。

本研究では、福祉分野における心理職の人数、職務内容、必要とされる技能および質のさらなる向上のために必要と思われる事柄を明らかにする。

B. 研究方法

本研究では、福祉分野の「心理職者数」および「心理職の職務内容及びその育成等」について調査・研究した。

1. 対象とする心理職

本研究において、福祉分野の「心理職者数」として、厚生労働省「社会福祉施設等調査」に列挙された施設及び「児童相談所」に勤務する「心理職者数」を推定した

同調査では、大分類（「保護施設」「老人福祉施設」「障害者支援施設等」「身体障害者社会参加支援施設」「婦人保護施設」「児童福祉施設」「母子福祉施設」「その他の社会福祉施設等」計8分類）総計55,881施設である。加えて「児童相談所」207箇所を本調査の対象とした。

2-1. 「心理職者数」調査手法

以下の3段階で調査を行った。

(1) 先行研究等の引用：調査対象各施設「心理職者数」の先行研究等がある場合には引用する。

先行研究等がない場合には以下の手順を踏んだ。

(2) 日本臨床心理士会の調査の参照：「日本臨床心理士会 第6回臨床心理士動向調査報告書（以下、「動向調査」）」から、領域別施設に勤務する臨床心理士数を推計する。

(3) 臨床心理士資格の先行研究・調査の引用：全心理職のうち臨床心理士資格の保有比率を推計する。

(4) 以下の算式で「心理職者数」を推定する。

$$\begin{aligned} & \text{「領域別の臨床心理士数」} \\ & \div \text{「臨床心理士資格保有割合」} \\ & = \text{領域別「心理職者数」} \end{aligned}$$

2-2. 「心理職の職務内容及びその育成等」調査方法

職務内容は多様であると想定されるため、半構造化面接調査を行った。ただし、事情

により電話面接し、後に文書で返答した回答者もいる。

以下の有識者から施設選定にあたっての意見を聴取し、面接調査を行うのに適切な施設の選定を行った。

厚生労働省関係部局、社会福祉法人全国社会福祉協議会（政策企画部長 笹尾勝氏）、子どもの虹情報研修センター（研修部長 増沢高氏、研修主任 榎原慎也氏）、公益財団法人日本知的障害者福祉協会（事務局長 末吉孝徳氏）、日本大学名誉教授長嶋紀一氏ほか。

半構造化面接の主な聴き取り項目は、以下の通りとした。

- (1) 心理職として業務を遂行するために必要とされている知識、技術
- (2) 心理士の必要性について
- (3) 心理職の位置付について
- (4) 心理職に必要な資質と現実
- (5) 研修の体制の現状、心理職の育成に必要な研修・プロセス等についての意見

2-3. 調査実施、資料収集期間：平成26年9月10日～平成27年3月7日

C. 研究結果

1. 「心理職者数」の推定

(1) 「心理職数」先行研究等

先行研究等を引用した施設は以下の通りである。障害者支援施設、地域活動支援センター、児童入所施設（福祉型）児童発達支援センター（福祉型）婦人保護施設（常勤・非常勤の別不明）乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設（常勤・非常勤の別不明）児童相談所（児童心理司のみ）（常勤・非常勤の別不明）

聴き取り調査を行った施設は発達障害者支援センター（常勤のみ）である。

(2) 「動向調査」の利用

「動向調査」では、概ね厚労省社会福祉施設等調査の施設項目に一致した分類調査を行っている。下表の通りそれぞれ施設における総臨床心理士数を推計した。

(表1) 領域別臨床心理士数推定

(組織率・回収率調整後、単位：人)

	勤務機関	主たる勤務機関
老人福祉施設	75	37
障害者施設	725	497
女性福祉施設	217	75
児童福祉施設	2,322	1,722
その他福祉施設	534	254

注：「動向調査」

- ・調査時点での日本臨床心理士会会員登録者 17,398 人。
- ・当該年の臨床心理士数は 21,833 人、日本臨床心理士会への登録率は 79.7%。
- ・回収数は 10,145 人、回収率 58.3%。

(3) 臨床心理士資格保有比率に関する先行研究等

(表2) 臨床心理士資格保有比率

	常勤・非常勤の合計
児童心理司	47.5%
障害児入所施設	36.5%
児童養護施設	41.0% (常勤 28.5%、非常勤 56.1%)
発達障害者支援センター	69.9%

(出典)

大島、山野「児童相談所心理司の業務に関する一考察」
 全国知的障害者施設・事業実態調査報告書
 井出「児童養護施設における心理職の活用に関する調査研究」
 聴き取り調査による

(4) 「心理職者数」の推定

先行研究等に基づく「心理職者数」推定は以下の通り。

(表3) 福祉施設に勤務する「心理職者数」推定

(単位：人)

	最小	平均	最大
老人福祉施設	-	-	-
障害者施設	281	340	405
女性福祉施設	35	35	35
児童福祉施設	1,863	1,959	2,064
その他の福祉施設	-	-	-
合計	2,179	2,334	2,504

注：

- ・ - は不明（前述先行研究等に該当項目なし）
- ・表2の以下の数値を採用した。
- ・最小は、最大は、平均は ~ 単純平均

<福祉分野心理職者数推計>

「動向調査」からは以下の通り推定した。

福祉施設に勤務する「心理職者数」

5,541 人 ~ 10,612 人 (表4)

福祉施設を主たる勤務機関とする「心理職者数」

3,268 人 ~ 9,069 人 (表5)

(表4) 福祉施設に勤務する「心理職者数」推定

(単位：人)

	最小	平均	最大
老人福祉施設	108	155	206
障害者施設	1,037	1,489	1,986
女性福祉施設	310	446	595
児童福祉施設	3,322	4,768	6,362
その他の福祉施設	764	1,097	1,463
合計	5,541	7,955	10,612

注：

- ・(表2)の以下の数値を採用した。
- ・最小は、最大は、平均は ~ 単純平均

(表5) 主として勤務する「心理職者数」推定

(単位：人)

	最小	平均	最大
老人福祉施設	52	75	128
障害者施設	281	1,021	1,744
女性福祉施設	107	154	263
児童福祉施設	2,464	3,536	6,042
その他の福祉施設	363	522	891
合計	3,267	5,308	9,068

注：

・表2の以下の数値を採用した。
最小は、最大は 常勤、平均は ~ 単純平均

以上の通り、「心理職者数」の推定は、個別の施設による調査及び聞き取り調査による調査では、網羅的に「心理職者数」を把握することは不可能であることが判明した。

2. 面接調査結果

前述の施設選定手順を経て、面接者41名に聞き取り調査し、他に複数の心理職者による5グループの集団面接を実施した。

2-1. 面接調査結果

福祉分野での心理職の職務内容及び要求されている事柄は以下の通りである。

実際の職務は領域により、必要とされる知識・技術のカテゴリーに多少の違いはあるが、以下の通りである。基本的に臨床心理学の面接のスキル(基本的技術並びに応用場面(アウトリーチの場合も含む)での技術) 心理検査の知識・技術(投影法を含む基本的検査の実施と解釈) コミュニティ支援 実践を検証、効果判定をする技術、研究能力

心理職の現状

国家資格でないため、心理職が「配置基準」に入れられていない領域が少なからずある。配置基準になくとも心理職者が雇用されている領域、事業者はあるが「臨床心理士」としての採用は少ない。「心理職」としての業務をしても統計上のデータにあがらない領域もある。その際は支援員、児童支援員、事務員、児童指導員等の枠で採用されている場合が多い。非常勤雇用者も多い。福祉領域では生活に密着した支援が求められており、常勤が望ましい。非常勤の場合は、常勤の心理職者がマネジメントやコーディネートした部分(心理面接やスーパーヴァイズ)を担当している場合が多い。

心理職の職務および心理職に求められていること

アセスメントさらには毎日の生活や環境という横断的な視点、過去・現在・未来という縦断的な時間的流れの視点を併せもって、見立てと共に支援の方向や仕方について他職種にわかりやすく提案する。面接、日常場面面接、グループワーク、各種プログラムの実施、家族関係調整、各関連機関との連携、地域支援、職員とのコンサルテーション、スーパーヴァイズ(以下SV) ケース会議等、心理職の職務は多岐に亘っている。

生活の場が治療的であることが望まれる福祉領域では、心理職者にも生活の場での支援、アウトリーチ(訪問型支援)が求められている。

児童福祉領域、高齢者福祉領域、障害者福祉領域では医療・福祉・心理職がチームで支援をすることが求められている。施設

の状況や他職種の立場を理解し、チームの一員として活動することが必要とされている。他職種へのコンサルテーションや連携のまとめ役としてのケースマネージメントも期待されている。

精神的に疲弊している職員が多い。職員へのさりげないサポートや人間関係を円滑する触媒的役割も心理職者に求められる場合もある。

心理職に求められている職務と資質

心理面接の技術、心理査定技術、コミュニティへの支援、実践に関連する研究等を必要に応じて行えることが基本的に求められている他に、臨床・実践力について具体的期待されることとして、以下のことが多く回答された。

「従来の体系化された心理的療法だけではなく、被支援者や事業所や場所の特質に応じた柔軟な対応、さまざまな技法を統合して、被支援者の必要性に合わせたオーダーメイドの支援を創造できる。」「人としての総合力（コミュニケーション力・判断力・理解力・柔軟性・自己洞察力・家政力・忍耐力など）と専門知識・技術をバランスよく併せ持つ。」「情緒的安定性とレジリエンス」「自身の育ちの過程を肯定的に受けとめ、整理ができてい」「職務を自覚しつつも柔軟な姿勢」「組織の文化の理解に努め、周囲と関係を適切に保つ」「適切な距離感覚、“心理の仕事”でなく“児童養護の心理の仕事”を志向」「面接場面のみならず、日頃のあらゆる言動に心理職としての専門的な振る舞いが込められている。」「アセスメント力、（現場に即した制度・職員の苦勞を含め）現場への深い理解を持ち、場の調整ができる」さらに、「親近感やコミュニケーション

の緒となる豊かな教養、子ども・職員に伝わるような表現力」「様々な出来事を支援のチャンスにできる」「自分を省みる。ネガティブな感情や嫌悪する物事も認められること」「割り切れない思い、不確定さに耐えられる力」「大らかにいられる力。抱え込みすぎず、他者に頼れる力。その一方、最後は引き受ける責任感」「自分に足りないこと、自分が引き受けきれぬ領分の自覚」「他者を偏見なくニュートラルに理解する力。自分の身体感覚や感情を言葉に出し、伝えられる力」「諦めず人の成長を信じる力」など、知識や技術を支える基盤として上げる声が多く聞かれた。

心理職の育成に必要な研修および教育

職場研修としてケース検討会、S V、ケース発表。さらに専門特化された研修（特定の技法や理論、ワークショップ、関連領域〔司法、医療等〕の知識）の他、他施設での短期勤務（内地留学的研修）。

従来の教育にプラスして、生物・心理・社会モデルに則った全体的アセスメントやコミュニティのアセスメントを行い、他職種者に共通言語で伝え、協働できる。コミュニティ心理学（連携や協働）、福祉関係の諸制度の知識。

2-2. 理職に最低限必要とされる役割・能力
面接調査内容から心理職に必要とされる
役割・能力は今に集約される。

生活の場での支援およびアウトリーチ

生活の場である施設全体が治療的支援であることが望ましく、心理職者にも生活の場への実際的関与が望まれている。居型施設では、治療的環境を整えるために心理

職者にも生活の場に時に入り、施設全体をアセスメントし、対象者の状況や被支援者の状態、施設の状況に応じて理論や技法を組み合わせ工夫して用い、ニーズに即した個別的支援を提案し、進めることが求められる。

さまざまなプログラムの実施に際しても、プログラムの本質を熟知し、施設や対象者の状況についての検討が求められる。また子育て支援、介護支援、不登校・ニート・ひきこもり対策対応などは、従来の施設型支援では支援が届かないケースが増加している。状況に応じて、当事者もしくはその保護者等の要請をもとに現地に出向き、日常生活場面での支援を提供し信頼関係を構築しつつ、問題解決・軽減を図ることが望まれている。能動的な要請が乏しい場合でも、支援の緒を提供し問題の深刻化を防ぎ、改善に向かわせる予防的な措置もアウトリーチ活動に期待されている。

チームアプローチおよびコンサルテーション

福祉分野は、社会の変化に伴い対象領域を広げつつ深化しており、多様な領域の専門家が携わっている。効果的な支援の提供には、異なる領域の複数の専門家が協議する必要がある。支援対象者が抱える問題を生活の中で適格に把握し、その軽減のための方策を他職種との連携・協働のなかで提案していくことごと、時にはチームアプローチのコーディネーター、マネジメントも望まれている。

広報活動

支援の実効性は、周囲の理解・協力があってこそ担保される場合が多い。従って、

行政や社会に対して、支援の内容（心理学的知見、連携・協働の内容を含む）の理解を求めねばならない（アカウントビリティ）。行政・社会などとの円滑な意思疎通は、中長期的支援の枠組みを広げるといった副次効果もある。総合的なコミュニケーション能力が不可欠である。

効果検証/研究

心理的支援は一義的・自動的に決定される方法ではない。しかし、支援は効果検証に耐えられうるものでなければならない。

よりよい支援を提供するには、近接他領域の最新の知見も実践に適用する営みが当事者の利益を考慮してなされる必要がある。同時に現場での実践からは、実際の支援で得られた経験を科学的に解明するという作業も要る。

研修および教育

領域研修として、施設の風土や背景を考慮したケース検討会やSVさらには専門的に特化された研修が必要とされている。理論や技術が実践の中にしっかりと浮き上がらず活かせる力の育成が期待されている。

D. 考察

心理職の国資格がないという理由で、心理職の職務に基づく支援の必要性は認識されながらも、支援制度の配置基準に心理職が入れられていない領域がある。現実には心理職としての業務を行っていても他の職名で雇用されている領域もあることが明らかになった。

近年、支援対象は複雑で困難なものが増え、多面的に対応することが増している。

チームアプローチのメンバーとして、緻密な焦点化したアプローチと同時に他職種と協働するために幅広く福祉、医療、司法、行政などの関連ある知識を習得している必要がある。また、多職種と良好なコミュニケーションをもち、アセスメントを基に他職種の被支援者理解・対応を援助することも期待され、所見を的確に共通言語で伝える技術が求められる。さらに、疲弊しがちな職員の士気回復のためのさりげない触媒的役割も期待されているが、現状は容易ではない。

適切な支援方法の開発や支援の効果を説得力ある方法で表現する研究能力の発揮も期待されている。こうした、現実の要請に応えるには少しずつ前進しているが研修体制の充実が喫緊の課題と考えられる。教育過程においては、現場に赴き、個別のクライアントとの関わりについて学ぶほかに組織、他職種や関係機関との連係・連絡について学ぶ実習教育の充実が望まれる。

E. 結論

福祉領域で勤務する心理職者数は 5,500 ~ 10,600 名と推定される。国家資格のないことが福祉現場ではその職務が期待される場合も雇用が進まない、もしくは別の職名で雇用されている現実がある。社会の変化に伴い変容複雑化する福祉領域の課題に対する心理職の職務については、従来の心理査定、心理面接、コミュニティ支援、研究などの知識・技術を、現実生活を視野にいれ、チームアプローチ、連携、コラボレーションに活かす役割が期待されている。こ

れに伴い、教育や研修においても、関連専門領域の知識、行政の仕組みや法律についての学習が必須であり、実習教育の充実が喫緊の課題である。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし

参考文献・資料

1. 厚生労働省 平成 24 年度 「福祉施設等調査」
2. 公益法人全国知的障害者福祉協会「全国知的障害者施設・事業実態調査報告」(平成 25 年度修正中間集計及び最終集計)
3. 内閣府 男女共同参画局「配偶者からの暴力被害者支援情報 相談機関一覧」(閲覧日 2014 年 11 月 24 日)
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/soudankikan/03.html>
4. 「児童相談所所長会議資料」(平成 26 年度)
5. 大島剛、山野則子「児童相談所心理司の業務に関する一考察」人間福祉学研究 第 2 巻第 1 号 2009.11
6. 井出智博「児童養護施設における心理職の活用に関する調査」平成 21 年度科学研究費補助金研究
7. 一般財団法人日本臨床心理士会「第 6 回臨床心理士の動向調査報告書」平成 24 年 6 月